

佐世保工業高等専門学校技術室業務改善実施要項

(令和3年3月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校技術室規程（以下「技術室規程」という。）第13条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校技術室における業務を円滑かつ効率的に進めるため、業務指示系統の整理及び技術室職員の資質向上を図ることにより業務環境等を改善し、より一層、実践的技術者養成の支援に努めることを目的とする。

(対象)

第2条 原則、すべての技術室職員の業務

(第1技術班及び第2技術班における取組内容)

第3条 次に定める取組を設定し、業務環境の改善を行う。

- 一 第1技術班及び第2技術班職員（以下「第1・第2班員」という。）と各学科教員が連携し、各実験における安全維持のPDCAサイクルを定着させる。
- 二 長期業務依頼書及び短期業務依頼書を廃止する。
- 三 第1・第2班員の業務は、技術室規程第3条に規定する業務を本務とする。本来業務とは依頼によって行われるものではなく、雇用期間を通して自己研鑽を積み高度化するものである。
- 四 学科支援業務は、第1・第2班員が各学科長及び各学科の教員と連携して実施する。
- 五 第1・第2班員は、自身が行った業務を業務評価記録様式にまとめ、技術長に提出する。技術長は、第1・第2班員の業務評価記録様式を各学科長及び担当教員に提出するとともに業務評価を依頼し、評価結果を受け取る。
- 六 技術長は、各学科長及び担当教員の評価を参考に人事評価記録様式を作成し、技術室長に提出する。技術室長は、提出された人事評価記録様式から最終評価を確定する。
- 七 勤務成績においては、本務の他、出前実験や部品製作依頼への対応状況、各資格試験の合格状況、学外における技術研修会での口頭発表、教員と連携する学会口頭発表、教育研究等の業務支援実績などを考慮する。

(第3技術班における取組内容)

第4条 次に定める取組を設定し、業務環境の改善を行う。

- 一 第3技術班職員（以下「第3班員」という。）と機械制御工学科教員が連携し、実習及び実験における安全維持のPDCAサイクルを定着させる。
- 二 長期業務依頼書及び短期業務依頼書を廃止する。
- 三 第3技術班の業務は、技術室規程第3条に規定する業務を本務とし、特に第4条

- 第2項第三号に規定する業務を主に行うものとする。本来業務とは依頼によって行われるものではなく、雇用期間を通して自己研鑽を積み高度化するものである。
- 四 学科支援業務は、班長及び副班長が機械制御工学科会議に出席して引き受け、第3班員に伝える。
- 五 機械制御工学科教員と第3技術班が連携する業務については、教員から第3班員へ伝える。
- 六 部品製作については、依頼者が部品製作依頼書を作成し、班長及び副班長が取りまとめる。
- 七 班長及び副班長は、依頼を受けた業務を管理し、第3班員の業務負担が偏らないように配分する。
- 八 第3班員は自身が行った業務を業務評価記録様式にまとめ、技術長に提出する。技術長は、第3班員の業務評価記録様式を実習工場長に提出するとともに業務評価を依頼し、評価結果を受け取る。
- 九 技術長は、実習工場長の評価を参考にして人事評価記録様式を作成し、技術室長に提出する。技術室長は、提出された人事評価記録様式から最終評価を確定する。
- 十 ミーティングについて
- ア 朝礼ミーティングを、毎日、原則10分以内で実施し、内容は日々の技術室ミーティングの連絡伝達とする。
- イ 業務ミーティングは、実習工場長または実習工場主任が立会いの下、原則、週に1回開催し（ただし、学生の長期休暇中を除く。一日体験入学等のイベント開催によっては長期休暇中であっても開催される場合がある。）、その内容は主に第3班員の業務に関する進捗確認やスケジュール再調整などとする。
- 十一 業務へ柔軟に対応するため、各工作機械に対する班員の多能化を推進する。
- 十二 勤務成績においては、本務の他、出前実験や部品製作依頼への対応状況、各資格試験の合格状況、学外における技術研修会での口頭発表、教員と連携する学会口頭発表、教育研究等の業務支援実績などを考慮する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月4日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。